開発危険の抗弁はどう機能したのか

――表層的な機能の観点から――

大 原 悟 務

- I はじめに
- Ⅱ 開発危険の抗弁の意義
- Ⅲ 開発危険の抗弁はどう機能したのか
- IV おわりに

Iはじめに

自動運転車やドローンなどの革新的な製品イノベーションが日常生活においても広がってきた。これら大型のイノベーションを心待ちにしていた人は世代を問わず多いだろう。一方で事故や被害に漠然とした不安を抱いている人も相当数に及ぶのではないか。高度で、大規模で、複雑な現代の技術システムは、これまた複雑に絡み合ったサブシステムからなる(原、2019)。開発段階でいくら試験や実験を重ねても、未知の危険がどこかのシステムに残りうることは専門家でないユーザーにも察しがつく。私たちがイノベーションに不安を抱く理由の1つに、こうした技術システムの特性があげられる。ただ、想定外ともいえる危険は改善的な製品イノベーションにも、以前からあってイノベーションを伴わない製品にも潜んでいる。全方位的に危険を検出し、対処することが今日の企業や社会の課題といえよう。

そこで、本稿では、製品をとりまく想定外の危険やその責任について考察したい。わが国では製造物責任法が1995年に施行され、四半世紀が経過した。同法が制定された 経緯、裁判の例などもふまえ、想定外の危険がどのように認識されたのかを論じたい。

さて、企業の立場から製品イノベーションへの期待と不安に向き合ってみよう。藤本 (2013:6) は「ものづくり」を広く捉え、「人工物により顧客や社会を満足させ、自らも成長と収益を得る経済活動」としている。この定義を製品イノベーションの目的としてみよう。顧客のみならず社会の満足と自社の成長とを両立させるため、資源を未知の部分のある製品イノベーションに配分し、その成果を期待するのは合理的な企業行動といえよう。

しかし、この種のイノベーションには危険を伴う。冒頭で述べたように試験や実験を 重ねて安全性を確認したとしても、欠陥に関する未知の部分が残るからである。 こうした危険を避けるために、革新的なイノベーションではなく、改善的な製品イノベーションを志向する策もある。これにより、予期しない危険の発生は減らせるだろう。しかし、それと引き換えに将来性のある大きなイノベーションをつかみ損ねるかもしれない。各社が同じように改善的なイノベーションを志向すると、社会全体の発展が停滞することも懸念される。

イノベーションから取り除くことが難しい危険の責任は誰が負うべきなのか。製造や販売を行う企業が責任を負うのは当然と思われる。では、それにより企業のイノベーションを推し進める意欲が低下し、結果として社会の発展が停滞したら誰の責任になるのか。

製品の安全と、企業や社会の発展とを視野に入れた施策が製造物責任法の免責事由である「開発危険の抗弁」である。開発時の最高水準の知見をもってしても、欠陥を見出せなかった場合、製造業者らは欠陥への責任を免れるというものである。ただし、わが国では同法施行後、開発危険の抗弁を訴えて責任を免れた例はないとされている。

製造物責任法の施行から四半世紀が過ぎ、まもなく30年の節目を迎えようとしている。本稿において、わが国で開発危険の抗弁が取り入れられた経緯を振り返るとともに、実際に裁判において開発危険の抗弁がどのようになされて、判断されたのかを確認したい。

Ⅱ 開発危険の抗弁の意義

1. 過失責任から無過失責任への転換

今日、「想定外」という言葉は広く定着した感がある。新製品の売れ行きが予想を超えて大きなものとなり、販売停止を余儀なくされた。このような正の方向への見込み違いを意味することもある。しかし、一般には、見込みと結果における負の方向へのかい離を指すことが多いだろう。「今回の事故は想定外のことでやむを得なかった」と責任を弁明するため用いられる印象もある。本稿の主題である製造物責任法における開発危険の抗弁は、この想定外を理由とした免責ともいえる。なぜ、このような免責が採用されるにいたったのだろうか。まずは山本(1994:2-6)の説明を参考に製造物責任法制定の経緯を確認してみよう。

製造物責任法の制定前において、製品の欠陥により身体などが危害を受けた場合、どのように賠償を求めることができたのか。その製品を購入した先である販売業者に対しては、売買契約にもとづく債務不履行責任(民法第415条)や瑕疵担保責任(民法第570条)を根拠に損害賠償を請求できる。これは現在でも変わらない。ただ、販売業者は資力のある大企業ばかりとは限らないので、十分な賠償が得られないことが懸念され

ていた。また、多種多様で、高度な技術が採用された大量生産品が広範に被害を及ぼした場合、個々の販売業者では対応が難しくなる。

そこで、一般に資力があるとされる製造業者に直接、損害賠償を求める必要性が認識されるようになった。しかし、買い手は製造業者と契約関係をもたないことが多く、債務不履行責任も瑕疵担保責任も問うことが困難であった。こうした場合、製造業者が製品の欠陥により危害を与えたことを不法な行為とし、不法行為責任(民法第709条)にもとづいて損害賠償を求める方法がとられることになる。不法行為に関しては、以下の条文の通り、故意と過失が責任の要件となっている。

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これ によって生じた損害を賠償する責任を負う。

ただ、不法行為責任の面から、製造業者に損害賠償を求めることも難しいとされていた。なぜなら、不法行為責任を問うには、①故意過失により、②他人の権利・法益を違法に侵害し、③その行為によって損害を生じさせたことの3点を被害者側が立証しなければならないからである。このうち①の過失については被告の主観も問題にすることから、②と③に比べてより立証が困難になる(山本、1994:4)。

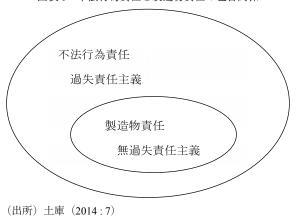
では、この過失とは何か。被害の発生が予見できたにもかかわらず、その被害の発生を回避すべき義務を怠り、結果を発生させることを指す(経済企画庁、1991:25)。注意義務違反(升田、1997:21)と表現することもある。

医薬品や食品の事故に関するそれまでの裁判おいては、世界最高水準の注意義務が基準として採用され、過失の有無が問われたことがあった。こうなれば過失が認定されやすく、被害者救済にもつながりやすくなる(升田、1997:23)。しかし、過失の有無が要件となっていることは変わらず、被害者救済には限界があるとの認識もあった(山本、1994:6)。

この過失責任主義の限界に対処するため定められたのが、製造物責任法であった。不 法行為責任の過失要件を見直し、製品の欠陥が責任の要件となった。その結果、被害者 は被告の過失を立証するのではなく、その製品の欠陥を立証すればよいことになった (山本、1994:9)。

無過失でも責任が成立する根拠として、3つの考え方があげられる。第1は、危険責任である。危険な製品を供給した者が責任を負うべきという考え方である。第2は報償責任である。製造業者は当該製品を製造、販売することで利益を得ている。利益を得ている者に損失への賠償を求めていくという考え方である。第3は信頼責任である。私たちは信頼をおける企業や製品から選んで購買することが多い。この信頼を損ねたことへ

図表1 不法行為責任と製造物責任の包含関係



の責任が製造業者にあるという考え方である(山本, 1994:9-10)。

ただし、製造物責任は不法行為責任から独立しているわけではない。製造物責任法は 民法の不法行為に関する過失責任原則の特則として立法されている(土庫, 2014:6)。 図表1の通り、両者は包含関係にある。製造物責任法にもとづく裁判でも不法行為や過 失の有無も追及の対象となる。

2. 製造物責任法における欠陥

以上に述べたように、製造物責任法においては、製品の使用によりユーザーらが危害を被った場合、過失の有無ではなく、欠陥の有無で製造業者の責任が問われることになった。欠陥が責任の要件になったのである。この欠陥については製造物責任法第2条2項で以下の通り定められている。

この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。

欠陥とは、①製品の特性、②通常予見される使用形態、③製品を引き渡した時期、④ 当該製品に関する事情、の4つを考慮して、通常有すべき安全性が欠けている状態を指 す。ただ、製造物責任法はこうした「判断要素」を示しているが、「判断基準」を明文 化しているわけではない(松本、2018:115)。

客観的な安全基準が示されていないので、欠陥かどうかの解釈には幅が生じることになる。例えば、①の「製品の特性」においては「価格対効果」も考慮の対象となる。同じ価格帯に属する同種製品においての平均的な安全性が求められることがある(経済企

画庁, 1994: 68-69)。裏を返せば, 価格帯が異なる場合, 安全性の格差が認められることになる。

この点について、松本(2018:114)は自動車の例をあげて説明している。価格が 1000 万円以上もする超高級車と 100 万円以下の軽自動車の安全性には差異がありうる ことを指摘した。今日、安全技術の進歩と普及、保安基準の改定などにより、軽自動車の安全性も向上したが、依然として価格間で安全装備に差はある。製品の大きな種類によって、求められる安全性、ひいては欠陥の判断基準が自動的に定まってくるわけでは ない。

また、製造物責任法の条文に明記はされていないが、欠陥については、①設計上の欠陥、②製造上の欠陥、③指示・警告上の欠陥と、3つに分類するのが一般的である。製造物責任にもとづく裁判でもこの3分類はよく用いられる。

3. 開発危険の抗弁の意義

製品がユーザーらに危害を与えた場合の製造業者の責任要件は過失から欠陥へと転換した。本章の第1節で述べた危険責任、報償責任、信頼責任の考え方や、前章で紹介した藤本(2013)が提示したものづくりの目的に照らし合わせると、製品の欠陥が引き起こした問題について、当該製造企業が責任をもつのは当然といえる。この責任要件の転換は消費者にとってはいいこと尽くめのように思われる。

しかし、同法制定時には消費者側にも負の影響がありうることが指摘されていた。その1つは事故発生や被害を与えることを避けるため、企業の製品開発意欲が低下しうることである。今現在の状況をふまえた架空の例で説明したい。本稿の冒頭であげた自動運転車やドローンがなかったとしても、今日の日常生活において、短期的には大きな不便益は生じないだろう。しかし、将来における社会の発展が損なわれることが心配される。また、企業や産業の競争力が低下し、当該国や地域の消費者、家計に好ましくない結果をもたらすかもしれない。

こうした懸念は製造物責任法の制定前から認識されていた。岩下(1991:234-235)は、品質や安全性の概念が動態的であることや欧米で先行する製造物責任法制の状況をふまえ、開発危険の抗弁の意義について検討している。製品開発活動を衰退させない、製品の市場競争力を低下させないといった観点から開発危険の抗弁の必要性を指摘している。

同様に、1993 年 12 月付の国民生活審議会消費者政策部会の報告では「製品を流通に置いた時点における科学・技術の知識の水準によってそこに内在する欠陥を発見することが不可能な危険についてまで製造者等に責任を認めるとするならば、研究・開発及び技術革新の阻害の可能性があるなどの指摘がなされている」(経済企画庁、1994:176)

と製品開発意欲の低下を心配する意見が伝えられている。

もう1つ消費者への負の影響をあげてみたい。それは、製造物責任法において「開発 危険の抗弁を認めない場合は、技術革新の停滞等による不利益が消費者にも及ぶ可能性 があるとともに、場合によっては製造者等にその負担能力以上の賠償義務を課すことに よって、かえって被害者が確実な救済が受けられなくなる可能性もあり、適当とは考え られない」(経済企画庁、1994:176)というものである。

製造物責任法における開発危険の抗弁の採用について、日本弁護士連合会、消費者団体、学者グループなど、反対の意見表明をするところもあった。開発危険の抗弁を採用すると、製造物責任の無過失責任化を否定し、過失責任を維持するために利用されかねない(日本弁護士連合会、2015:67)ことが反対理由の中心であった。

こうした消費者の立場からの反対意見に応える形で、立法を進める政府委員は、入手 可能な最高の科学・技術の水準で欠陥が認識できなかったときに開発危険の抗弁が適用 されるとの見解を示した。

朝見(2014:127)は製造物責任法に開発危険の抗弁が採用されたのは、産業界の強い主張に配慮したからと振り返っている。また、立法を進める政府が「入手可能な最高の科学・技術の水準」という高い基準を提示したのは日本流の政治的妥協の産物であったと評している。さらに同氏は高い基準の開発危険の抗弁が採用されたことにより、製造業者の賠償責任を減じようとする意図は封じられてしまったとも論じている(朝見、2014:140)。

開発危険の抗弁は、製造物責任法の第4条として、以下の通り定められている。

前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同 条に規定する賠償の責めに任じない。

- 一 当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知 見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこ と。
- 二 当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

このうち、1号が開発危険の抗弁に該当する。2号は部品・原材料製造業者の抗弁、設計指示の抗弁とも呼ばれるものである。部品・原材料製造業者が、製品を納める先の製造業者の指示にしたがって、部品や原材料を製造し、そこに欠陥があった場合、部品・原材料製造業者が免責されるというものである。同業者が小規模であることが多い

ことも鑑みて定められた条項でもある。

開発危険の抗弁に話を戻そう。この抗弁について、私は素朴な疑問を抱いている。今日において、「入手可能な最高の科学・技術の水準」で欠陥の存在を認識できないことはありうるのだろうか。100年前であれば、当時最高の科学・技術の知見をもってしてもわからないことはあったかもしれない。しかし、科学・技術が進展し、情報ネットワークも張り巡らされた今、欠陥が認識できないことはありうるのだろうか。

しかも、製造物責任法第4条にある「科学又は技術に関する知見」とは、特定の者が有する知識でなく、「客観的に社会に存在する知識の総体」であるとの見解が示されている(経済企画庁、1994:109-110)。大昔に遠い国で同じような事故が起きていたとする。これも「知識の総体」をなすものといえよう。こうしたものを精査してもなお欠陥が認識できないとはどのような状況なのだろうか。

そもそも、存在しないものの証明は難しいと言われる(Taleb, 2007:池上, 2014)。 製品の欠陥を発見することが不可能だったと製造業者が立証することは可能なのか。次 の章では施行されて四半世紀が経過したわが国の製造物責任法の裁判例をもとに想定外 の欠陥がどのように主張され、判断されたのかを考察したい。

Ⅲ 開発危険の抗弁はどう機能したのか

1. 開発危険の抗弁が主張された例

わが国における製造物責任法にもとづく裁判において、被告となる製造業者等(販売業者も含まれるが、以下「製造業者」と表記する)が開発危険の抗弁を訴えた例はどのようなものであったのか。本法施行後、間もない時点においては「開発危険の抗弁が問題になり、認められる可能性のある事案は、先端科学・技術が問題になる種類の製品、製品事故に限られるものであり、多くの製品事故においては、この開発危険の抗弁を主張しても、その主張自体が根拠がないとされることが予想される」との見通しが示されていた(升田、1997:893)。

「先端科学・技術が問題になる種類の製品」については引用した箇所では具体的に示されていない。山本(1994:90)は注記にて「各種の製造物の中でも開発危険の抗弁の適用事例が生ずる可能性が最も高いと思われる医薬品等」と述べている。また、立法前に当時の厚生省や農林水産省に設置された研究会では、医薬品や食品分野における開発危険の抗弁の採用について問題提起がなされていた(経済企画庁、1994:230-231,251-252)。こうしたことから、製造物責任法の制定時において、開発危険の抗弁の対象として医薬品や食品が想定されていたことがうかがえる。

しかし、実際には想定とは異なる結果となった。製造物責任法が制定されて20年の

節目に同法のあり方について学者や弁護士による振り返りが行われた。そこで提供された情報 (PL オンブズ会議, 2014), 升田 (2014) が取りまとめた判例集, それから『判例時報』をもとに、開発危険の抗弁が何を対象に、どのようになされたのかを伝えたい。

2014年の時点で、製造物責任法をもとにした裁判例はおよそ 260 に及んでいた(PL オンブズ会議, 2014:50-69)。このうち、製造業者が開発危険の抗弁を訴えた例が7件あった(升田, 2014:131)。その後もう1件、開発危険の抗弁が争点になったことが報告されている(土倉, 2018:329-331)。計8件の製品やその分野を見ると、意外なことに気づく。料亭の料理、家庭用のストーブ、幼児向け玩具といった比較的身近で、最先端の科学や技術からは縁遠いと思われる製品も含まれている。このほか、ピアノ用の防虫防錆剤や業務用食材のように原告も被告も企業の例があった。

これら8件(図表2)の裁判において、いずれも開発危険の抗弁は認められなかった。なお、図表2に示した判決はすべて地裁のものである。複数の地で裁判が行われたものや控訴がなされたものもあるため、網羅しているわけではない。

まず、これらの事故の概略を、升田(2014)が取りまとめた判例集と『判例時報』の 各号をもとに紹介したい。

	判決	事故名	『判例時報』
1	東京地裁判決 2002 年 12 月 13 日	イシガキダイ料理食中毒事故	第 1805 号
2	東京地裁判決 2003 年 3 月 20 日	医療器具死亡事故	第 1846 号
3	東京地裁判決 2004年3月23日	ピアノ防虫防錆剤液状化事故	第 1908 号
4	名古屋地裁判決 2007年11月30日	健康食品呼吸器障害事故	第 2001 号
(5)	鹿児島地裁判決 2008年5月20日	カプセル玩具窒息事故	第 2015 号
6	東京地裁判決 2008 年 8 月 29 日	電気ストーブ化学物質過敏症罹患事故	第 2031 号
7	東京地裁判決 2013 年 12 月 5 日	塩蔵マッシュルーム回収事故	第 2215 号
8	京都地裁判決 2018年2月20日	洗顔石鹸による食物アレルギー発症事故	-

図表 2 開発危険の抗弁がなされた事例

(出所) 升田 (2014), 土倉 (2018) をもとに筆者作成。

①イシガキダイ料理食中毒事故 1999 年発生

千葉県にある割烹料亭がイシガキダイをアライ、兜焼き等にして客に提供したところ、その客がシガテラ毒素を原因とする食中毒に罹患した。

②医療器具死亡事故 2001 年発生

生後間もない乳児が病院で手術を受けた後、人工呼吸を受けた。2つの医療器具の接続に問題があり、乳児は呼吸を十分とることができなかった。乳児に大きな障害が残り、その後、死亡にいたった。

③ピアノ防虫防錆剤液状化事故 2000 年発生

この件の原告、被告はともに事業者である。ピアノ用防虫防錆剤の販売をするため当該業者が、その製品の製造を別の企業に委託した。この製品はピアノ内部に吊り下げて用いるものである。製品の中身が液状化し、ピアノや床を汚損した。ユーザーの身体でなく、財産に損失を与えた例となる。

④健康食品呼吸器障害事故 2002 年発生

健康食品として販売された「あまめしば」を摂取した消費者において呼吸器の機能障 害が生じた。

⑤カプセル玩具窒息事故 2002 年発生

カプセル入り玩具のカプセルを幼児が誤飲して窒息状態となり, 重大な後遺症が生じた。

⑥電気ストーブ化学物質過敏症罹患事故 2001 年発生

家庭用の電気ストーブから発生した化学物質により, 高校生の身体に障害が発生し, 重大な後遺症へといたった。

⑦塩蔵マッシュルーム回収事故 2007 年発生

ある業者が輸入した塩蔵マッシュルームを別の食品会社が加工,販売したところ,消費者からカルキ臭,消毒臭の苦情を受け,それにより経済的な損失が生じた。この件の原告は経済的な損失を補償した保険会社であり,被告はマッシュルームを輸入した業者であった。

⑧洗顔石鹸による食物アレルギー発症事故 2009 年頃発生

小麦由来成分を含有している石鹸を洗顔などに使用したところ, 小麦アレルギーの発症にいたった。

2. 開発危険の抗弁が否定された理由

前節であげた8件のうち、ユーザーの身体に明確な危害を及ぼしていない③と⑦、また比較的近年に判決が出たり、多数の裁判が行われたりして、全容が十分確認できていない⑧を除く5件を論じたい。この5件について、なぜ開発危険の抗弁が認められなかったのか。その理由はどのようなものだったのか。引き続き、升田(2014)が整理した判例集と判例時報(図表2)をもとに確認したい。

①イシガキダイ料理食中毒事故

本件では、千葉県勝浦市近辺の海域で漁獲されたイシガキダイが問題となった。シガテラ中毒は南方産の魚の摂食によって生じるものであるとされていた。イシガキダイを原因魚種とするシガテラ中毒は沖縄県などで複数発生していることが知られており、それを報じる文献が市販されていた。千葉県勝浦市近海で獲れたイシガキダイによりシガテラ中毒が発症した例は認められていない。しかし、既存の知識を総合すれば、毒化したイシガキダイが同海域で漁獲されることは予測できないことではないと判断された。既存の事例や文献から判明するような事項については開発危険の抗弁は認められないとの記述も判決書にあった。

②医療器具死亡事故

本件では、複数の医療器具の複合使用によって生じた事故が問題となった。ある企業が輸入販売した気管切開チューブと、別の企業が製造販売した小児用麻酔回路(ジャクソンリース)を接続したところ、新鮮ガス供給パイプが気管切開チューブ接続部の内壁にはまり込み、換気不全が起こり、結果として、乳児が死亡するにいたった。

原告側は、ジャクソンリースを他社の気管切開チューブに接続して使用することは通常予見される使用法であるとした。そこでの事故の発生について、設計上の欠陥と指示・警告上の欠陥があると主張した。

ジャクソンリースの製造販売業者は、当該ジャクソンリースが販売されて 10 年以上 経過しており、もう 1 社の企業が不具合の発生回避対策を講じるべきであったと主張し た。また、梱包箱に警告注意書を貼付しており、医療機関側が注意義務を尽くしていれ ば、不具合は容易に確認できたとした。

一方、開発危険の抗弁を訴えたのはもう1社である気管切開チューブを輸入販売した

業者である。当該製品について接続不具合を予見することは不可能だったとした。また、医療機関側の過失を指摘した。

判決では、気管切開チューブの製造業者の別の製品により大学病院などで生じた事故 や他社製品でも類似の事故があったことをあげ、納入当時の科学、技術の知見によって 欠陥を認識できなかったことを証明できないとした。

④健康食品呼吸器障害事故

本件は、健康食品として、「あまめしば」の粉末を手配して販売した業者、この販売業者から依頼を受け粉末を滅菌、包装した製薬会社、あまめしばの有効性をうかがわせる発言を雑誌誌上で行った医学博士、その雑誌を発行した出版社が被告となった。原告は被害を受けた母と娘の2名である。

被告の4者において、販売業者・製造業者・医学博士の3者に賠償責任があるとの判決が下された。開発危険の抗弁に関しては、粉末を包装した製造業者が主張した。製品を出荷した時点において人体に悪影響を及ぼす認識はまったくなかった。あまめしばの摂取によって閉塞性細気管支炎を発症する可能性を予見できず、製造業者としての責任はないとした。

原告側は、台湾ですでに被害が発生しており、医学雑誌にも報告されているなどと被告側の責任を追及した。被告側は、台湾産と日本産の違い、動物実験で毒性が確認されていないことなどをあげて、責任がないことを主張した。

裁判では、あまめしばと被害との因果関係が認められた。また、権威のある医学雑誌で同様の被害例が報告されており、欠陥を認識できなかったとはいえないとされ、開発 危険の抗弁は否定された。

⑤カプセル玩具窒息事故

本件は、2歳10ヶ月の幼児がカプセル入り玩具のカプセルを誤飲し、窒息状態に陥り、後遺障害が生じたことについて損害賠償を求めたものである。本件で争点の1つとなったのが、カプセルの直径である。このカプセルの直径は40 mm であった。この直径が幼児の口腔内に達しうるとの認識があったかどうかが争われた。

被告である玩具製造会社は、「仮に本件カプセルに設計上ないし表示上の欠陥があったとしても、本件カプセルの直径は ST 基準や国際的な安全基準を満たすものである。そうすると、本件カプセルを引き渡した時における科学または技術に関する知見によっては、本件カプセルにその欠陥があることを認識できなかったというべきである」と開発危険の抗弁を訴えた。

判決では、行政機関や民間団体が発行する文書に 39 mm 以下のものでも誤飲や窒息

が起こりうると記載されていること、カプセル自体が玩具になりうること、3歳未満の 男児の最大開口量が40 mm を超えることは容易に想定できたことを示す調査結果があ ることから、製品を引き渡した時点の知見によって、欠陥を認識できなかったとは認め られないとした。

⑥電気ストーブ化学物質過敏症罹患事故

本件では、電気ストーブから発生したと考えられる化学物質により、当時高校生だった被害者が化学物質過敏症に罹患し、障害が残ったことについて、ストーブの輸入業者と販売業者の責任が問われた。ここでは、開発危険の抗弁を訴えた輸入業者に限定して論じたい。

被告となった輸入業者は同種の苦情を受けたことはなく、ストーブが有害な化学物質を発すること、身体的な障害を発生させることを予見できなかったと主張している。また、旧厚生省や厚労省がいわゆるシックハウスに関わる化学物質の室内濃度指針値を定めたのは、被害者がストーブを購入した時期と重なっており、結果の回避義務を違反していないと主張した。

これに対して、判決では、東京消防庁が1965年頃には、新建材の火災による毒性を 指摘していること、新聞社が1981年に建材や家具に使われている合板の接着剤から発 生する毒性を報じていること、旧厚労省が1997年頃には化学物質過敏症の診断基準を 示していたことなどを列挙した。これにより、被告がストーブを輸入した2000年末頃 までには、ガード部分に使用されたエポキシ樹脂の過熱による有害化学物質の発生、そ れによる健康被害の発生を認識しうるとした。

3. 開発危険の抗弁の「表層的」な機能

判例などで明文化された情報をもとに考察することを「表層的」とし、開発危険の抗弁の機能をこの観点から論じたい。なお、「表層的」には否定的な意味を込めていない。製造物責任法にもとづく裁判例において、開発危険の抗弁を主張したのは8件であった。同法制定時に想定されていた、先端科学・技術が問題になる医薬品や食品への適用と本章で言及した①~⑦においてはかい離があるように思われる。ただ、追加であげて本稿で論じていない⑧の洗顔石鹸については高度で複雑な技術が問題になっていると考えられる。

また,前章で製造物責任法制定の経緯を説明した際,資力をもった製造業者対個々の 消費者といった構図を示した。それが,本章で論じた7件の開発危険の抗弁において は,製造業者等は中小規模の事業者がほとんどであった。ただし,洗顔石鹸の例におい ては製造,販売業者が比較的大きなものとなる。この件については別稿で論じたい。 個々の被害をみると重大で深刻なもので、あってはならないものであったが、⑧を除くと大量生産品が被害を拡大していったものはなかった。ただ、健康食品「あまめしば」において原告は2名であったが、同様の被害を受けた人はほかにも大勢いるとされる。

開発危険の抗弁を訴えた8件はいずれも退けられた。この点をみると、開発危険の抗弁により、製造物責任の無過失責任が従来の過失責任へと逆戻りしてしまったり、製造業者の賠償責任を弱めたりすることにはならなかったのではないか。被害者側にプラスに働いたともいえる。

しかし、PL オンブズ会議・全国消費者団体連合会(2014)は「開発危険の抗弁は、 当初危惧されたとおり、化粧品、医療器具や食品の欠陥をめぐる実際の訴訟で濫用主張 がなされ、これをめぐって訴訟が長期化している。早急に削除すべきである」とし、製 造物責任法の改正を求めている。

PL オンブズ会議の中心メンバーである中村(2014:47-48)は「本来想定されていた 以外のケースでも製造業者等は、続々と『開発危険の抗弁』と称する主張をし始めた。 逆に、本来の想定場面では、未だこの抗弁を認めた判例はない。(略)この抗弁に関す る規定は、百害あって一利なしといえ、削除するのが望ましい」と評している。

一方、松本(2018:124-125)は開発危険の抗弁の削除には消極的な姿勢を示している。この抗弁が削除されると、被害発生の予見可能性の問題が「欠陥」そのものの判断に全面的に移行してしまう。すると開発危険の抗弁で採用されていた世界最高の知見が基準とならず、過失責任に逆戻りしうると理由を述べている。あわせて同氏は、開発危険の抗弁は欠陥責任を過失責任に変質させようとする解釈論への歯止めになっているとその機能を肯定的に評価している。

本稿では、開発危険の抗弁の是非については論じない。ただ、本稿では取り上げなかったイシガキダイの料理食中毒事故の控訴審判決の文書を見ると、開発危険の抗弁が賠償責任低下への歯止めになっていることがうかがえる。この控訴審では料亭側は「開発危険の抗弁の内容として要求されるのは、『欠陥の可能性を認識できなかったこと』ではなく、『欠陥の有無を認識できなかったこと』と解すべきである。欠陥が存在する可能性をもって開発危険の抗弁を否定する解釈は、極論すれば、欠陥を100パーセント否定することのできる製造物などこの世には存在しない以上、開発危険の抗弁が成立する余地が全くなくなってしまうことにつながる」(東京高裁判決 2005年1月26日)と訴えている。この主張の是非は別として、開発危険の抗弁を採用したことが、この開発危険を理由とする賠償責任の低下を防ぐのにつながったとも理解できよう。

IV おわりに

本稿では、製品イノベーションをとりまく危険を全方位的に検出することが企業や社会にとっての重要課題であるとの認識にもとづき、開発危険の抗弁をめぐって想定外の危険がどのように認識されたのかを論じた。本稿の締めくくりに今後の研究の課題や展望を示したい。

製造物責任法の制定前には、高度で複雑な技術にもとづく大量生産品による被害拡大が問題視されていた。本稿で論じなかった洗顔石鹸の例がこれに近いものと考えられる。この件についてはあらためて別稿で取り上げたい。

開発危険の抗弁は被害者、製造企業、社会の三方に配慮して整備され、採用されたといえよう。とはいえ、3者とも満足できる制度の確立は難しい。被害者の立場からすると、開発危険の抗弁を製造業者がむやみに訴えることにより裁判が長引き、救済が遅くなる恐れもある。PL オンブズ会議・全国消費者団体連合会(2014)が訴えた削除論にうなずけるところがある。

しかし、製造企業の立場からはどうだろうか。事後的に危険や欠陥が顕在していたことがわかっても、事故発生前には発見が難しいこともある。これは大企業の例である。大規模な食中毒事故において、黄色ブドウ球菌が生み出したエンテロトキシンという毒素が原因であることがわかった。黄色ブドウ球菌がこの毒素を生むことは教科書的な事実であるとされている。しかし、この事故においては黄色ブドウ球菌の生菌が検出されずに原因となった毒素が存在していた。こうした例は極めてまれであったという(谷口2012:123)。

大企業であってもこうした落とし穴にはまりうる。いわんや中小規模事業者においてをや、である。一連の開発危険の抗弁から中小規模事業者が製品安全活動についての支援を必要としていると理解できないだろうか。製造物責任法におけるもう1つの免責事由である部品・原材料製造業者の抗弁においては中小規模の事業者への配慮があった。開発危険の抗弁についてはその必要性はないのだろうか。中小規模の事業者がこれまで製品安全活動についてどのような支援を受けてきたのか。実際にどのような支援を求めているのか。この点も今後の研究課題になるだろう。

今日、ファブカフェとも呼ばれる個人のものづくりスペースが各所に見られるようになった。個人で工作機械を用いてものづくりを行ったり、個人間売買のウェブサイトを利用しての販売機会も広がったりしている。ものづくりを楽しむ個人と小規模事業者との境界線が今日ではあいまいになってきたといえよう。個人で DIY の活動で作ったものを売り、そこで事故や危害が発生したら責任はどう問われるのだろうか。製造業者と

同等の責任が求められるのだろうか。個人に求められる責任のほうが小さいのであれば、小規模事業者の責任と大規模事業者の責任に差は認められないのか。個人によるものづくりの責任を起点にさまざまな問題を論じることができる。

最後に、本稿の副題にも掲げた表層的な機能について補足したい。文献や裁判の文書などで明示された情報をもとにするという意味で「表層的」を用いた。表層的に捉えるならば、開発危険の抗弁が問題になった例は8件に限られている。では、開発危険の抗弁を明示していないが、この免責事由が判決に影響を与えた例はないのだろうか。

2002年に期待の新薬として承認された肺がん治療薬「イレッサ」の事例がこれに含まれるのではないか。製造承認前から多くの関係者から期待を集めたイレッサは承認直後に多くの患者に使われ被害を広げたとされる。その後、製造物責任法にもとづいて、被害者が製薬会社と国を相手取って訴訟を起こした。大阪地裁では製薬会社に責任があったとされ、東京地裁では製薬会社、国の双方に責任があったとされた。しかし、どちらも控訴審では製薬会社も国も責任が認められなかった。

塩野 (2013:173) はイレッサも含めた医療品事故の裁判例や学説をもとに次のように述べている。医薬品についていえば、製造物責任法の制定にもかかわらず、被害者側の救済が手厚くなった、欠陥の立証が容易になったという実感はないという。その原因に欠陥の判断基準が定まっていないことと、開発危険の抗弁が存在していることをあげている。

この見解をふまえると、開発危険の抗弁が明確に主張されていなかったり、論じられていなかったりしても、欠陥の判断に影響を及ぼしうるといえるのではないか。このことを開発危険の抗弁の「深層的」な機能と表現したい。今後は洗顔石鹸や上記医薬品などを対象に、深層的なものも含めて、開発危険の抗弁の機能について考察を深めていきたい。

参考文献

朝見行弘 (2014) 「検証・製造物責任法の課題 (1) - 「開発危険の抗弁」は維持されるべきか? - 」 『久留 米大学法学』 第70号。

藤本隆宏 (2013)「なぜいま「人工物の複雑化」を論じるのか」藤本隆宏 (編)『「人工物」複雑化の時代 - 設計立国日本の産業競争力 - 』有斐閣。

原 拓志 (2019)「物の連結,組織の連結,そして安全な製品の社会的形成」『国民経済雑誌』第 220 巻 第6号。

池上 彰 (2014)「STAP 問題「存在しない」証明難しく」『日本経済新聞』(7月21日)。

岩下正弘(1991)「製造物責任に対する開発危険の抗弁問題 – 製品化論と品質動態論の視点から – 」 『社会科学』第47号。

経済企画庁国民生活局(編)(1991)『製造物責任法の論点』商事法務研究会。

経済企画庁消費者行政第一課(編)(1994)『逐条解説 製造物責任法』商事法務研究会。

升田 純(1997)『詳解 製造物責任法』商事法務研究会。

升田 純(2014)『最新 PL 関係判例と実務 第3版』民事法研究会。

松本克美(2018)「製品の「欠陥」「瑕疵」」『消費者法研究』第5号。

中村雅人(2014)「製品事故による消費者被害の救済と製造物責任法のあり方」『現代 消費者法』第24 号。

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会(編)(2015)『実践 PL法(第2版)』有斐閣。

PL オンブズ会議・全国消費者団体連絡会 (2014)「製造物責任法と全国消団連・PL オンブズ会議改正案 との比較表と提案理由」(7月1日)。

PL オンブズ会議 (2014) 「製造物責任法に係る判決・和解状況一覧」 『現代 消費者法』第24号。

塩野隆史(2013)『薬害過失と因果関係の法理』日本評論社。

Taleb, Nassim Nicholas. (2007) *The black swan: the impact of the highly improbable,* New York: Random House. (タレブ, ナシーム・ニコラス (2009) 『ブラック・スワン [上] [下] - 不確実性とリスクの本質 - 』望月 衛訳、ダイヤモンド社)

谷口勇仁(2012)『企業事故の発生メカニズム-「手続きの神話化」が事故を引き起こす-』白桃書房。

土庫澄子 (2014) 『逐条講義 製造物責任法 - 基本的考え方と裁判例 - 』勁草書房.

土庫澄子(2018)『逐条講義 製造物責任法(第2版)-基本的考え方と裁判例-』勁草書房。

山本庸幸(1994)『注釈 製造物責任法』ぎょうせい。

東京高裁判決 2005年1月26日 (LEX/DB 文献番号28101913)。